

若年運転者講習の実施に関する規則をここに公布する。

令和4年5月13日

長崎県公安委員会委員長 山中 勝義

長崎県公安委員会規則第5号

若年運転者講習の実施に関する規則

(趣旨)

第1条 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の2第1項第14号に掲げる講習（以下「若年運転者講習」という。）の実施については、法、指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号。以下「規則」という。）及び長崎県道路交通法施行細則（平成13年長崎県公安委員会規則第2号。以下「施行細則」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(実施機関)

第2条 若年運転者講習は、長崎県公安委員会（以下「公安委員会」という。）又は法第108条の4第1項第3号の規定により公安委員会が指定した者（以下「指定講習機関」という。）が実施するものとする。

(指導員の要件)

第3条 公安委員会が実施する若年運転者講習において指導に従事する者は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。

- (1) 長崎県警察本部長（以下「本部長」という。）から運転適性検査・指導者資格者証の交付を受けている者
- (2) 講習における指導に使用する普通自動車を運転することができる運転免許（仮免許を除く。）を現に受けている者
- (3) 運転適性検査等の実務経験が豊富である者

2 指定講習機関が実施する若年運転者講習において指導に従事する者は、規則第5条に規定する運転適性指導員であること。

(講習の通知等)

第4条 公安委員会は、法第102条の3に規定する基準該当若年運転者に対し、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「施行規則」という。）第38条の4の2の2に規定する若年運転者講習通知書を送付して講習を通知するものとする。

- 2 講習の通知は、あらかじめ、講習日時及び講習場所を指定して行うものとする。
- 3 基準該当若年運転者が他の都道府県に転居しているときは、転居先を管轄する都道府県公安委員会に別記様式第1号の若年運転者講習移送通知書を移送するものとする。
- 4 公安委員会は、基準該当若年運転者に対して講習の通知を行ったときは、指定講習機関に別記様式第2号の若年運転者講習受講予定者通知書を送付するものとする。

(若年運転者講習の受講期間の特例)

第5条 道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「施行令」という。）第37条の11第7号の公安委員会がやむを得ないと認める事情は、次のとおりとする。

- (1) 講習の移送手続が遅れたため、本人が現住所において、講習を受けることができる期間が短くなった場合
- (2) 突発的な事案のため、公安委員会又は指定講習機関が講習を実施することができな

い場合

- (3) 船舶、航空便等公共の交通機関が遅延又は欠航した場合
- (4) その他本人の責に帰することができないと認める事情がある場合
(終了証明書の交付)

第6条 公安委員会及び指定講習機関は、若年運転者講習を終了した者から申出があったときは、別記様式第3号の若年運転者講習終了証明書を交付するものとする。

(意見の聴取等)

第7条 法第104条の2の4第6項において準用する法第104条第1項の規定による意見の聴取の通知は、別記様式第4号の意見の聴取通知書により行うものとする。

2 公安委員会は、法第104条の2の4第2項又は第4項の規定により免許を取り消そうとする場合において、当該処分に係る者が他の都道府県に転居しているときは、転居先を管轄する都道府県公安委員会に施行規則第30条の3の2に規定する処分移送通知書及び別記様式第5号の行政処分関係書類送付書を移送するものとする。

3 法第104条の2の4第7項の規定による取消処分をした旨の通知は、別記様式第6号の処分通知書により行うものとする。

(取消処分時の措置)

第8条 公安委員会は、法第104条の2の4第1項、第2項又は第4項の規定により免許を取り消したときは、当該処分に係る者に対し施行規則第30条の4に規定する運転免許取消処分書を交付し、別記様式第7号の請書を提出させるものとする。

(細目の委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、若年運転者講習の実施に関し必要な事項の細目は、本部長が定める。

附 則

この規則は、令和4年5月13日から施行する。

別記様式第1号（第4条関係）

若年運転者講習移送通知書

年 月 日

公安委員会 殿

公安委員会

下記の者について若年運転者講習移送通知書を送付する。

住 所	
氏 名	
生 年 月 日	
免許証番号	第 号 年 月 日 公安委員会交付
免許の種類	
講習をしよう とする理由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第2号（第4条関係）

若年運転者講習受講予定者通知書

年 月 日

指定講習機関名

管 理 者 殿

長崎県公安委員会

下記の者に対して、道路交通法第108条の2第1項第14号に掲げる講習を実施するよう通知する。

番号	氏名 生年月日	住 所	性別	免許 種別	免許証 番号	講習指定 年月日

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第3号（第6条関係）

第 号

若 年 運 転 者 講 習 終 了 証 明 書

住 所

氏 名

年 月 日生

上記の者は、 年 月 日道路交通法第108条の2第1項
第14号に掲げる講習を終了したものであることを証明する。

年 月 日

長 崎 県 公 安 委 員 会

又 是

指 定 講 習 機 関 名

管 理 者

印

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第 号
年 月 日

意見の聴取通知書

住 所

様

長崎県公安委員会

道路交通法第104条の2の4第6項の規定に基づき、あなたに対する下記理由による処分に係る意見の聴取を次のとおり行うので出頭されるよう通知します。

意見の聴取期日	年 月 日 時
意見の聴取場所	
処分しようとする理由	

- 備考1 あなた又はあなたの代理人が正当な理由がなくて出頭しなかったときは、意見の聴取を行わないで処分します。
- 2 あなたが代理人を意見の聴取に出席させようとするときは、代理人1人を選任し、意見の聴取の期日までに、代理人の氏名及び住所並びにあなたが代理人に対してあなたのために意見の聴取に関する一切の行為をすることを委任する旨を記載した文書を提出してください。
- 3 あなた又はあなたの代理人は、意見の聴取において、事案について意見を述べ、かつ、有利な証拠を提出することができます。
- 4 意見の聴取当日は運転免許証及びこの通知書を持参してください。
また、意見の聴取後その場で処分執行を行いますので、自動車を運転してこないでください。

第 号
年 月 日

公安委員会 殿

長崎県公安委員会

行政処分関係書類送付書

住 所

氏 名

上記の者は、貴公安委員会の管轄区域内に住所を有する者であるが、
当公安委員会において行政処分を要すると認められる事実を発見した
ので、当該事実に係る関係書類を送付する。

第 号
年 月 日

公安委員会 殿

長崎県公安委員会

処 分 通 知 書

当公安委員会は、貴公安委員会の管轄区域に住所を有する下記の者に対し、免許の取消処分を行ったので通知する。

記

住 所	
氏 名	
運転免許の 種 類	
免許証の番号	第 号 年 月 日 公安委員会交付
取消しに係る 免許の種類	<input type="checkbox"/> 大型 <input type="checkbox"/> 中型 <input type="checkbox"/> 大型二種 <input type="checkbox"/> 中型二種 <input type="checkbox"/> 普通二種 <input type="checkbox"/> 大特二 <input type="checkbox"/> け引二
処分の理由	
備 考	

別記様式第7号（第8条関係）

第 号	
請 書	
長崎県公安委員会 殿	
下記の理由により、 年 月 日取消しの処分を受けましたので、請書を提出します。	
年 月 日 氏名	
住 所	
氏 名	
免許証の番号	第 号 年 月 日 公安委員会交付
取消しに係る	<input type="checkbox"/> 大型 <input type="checkbox"/> 中型
免許の種類	<input type="checkbox"/> 大型二種 <input type="checkbox"/> 中型二種 <input type="checkbox"/> 普通二種 <input type="checkbox"/> 大特二 <input type="checkbox"/> け引二
処分の理由	
上記のとおり執行したから報告する。 年 月 日 運転免許管理課長 警察署長 取扱者印	

処分執行 午前・午後 時 分